

しゃかいふくしほうじん さかい
 社会福祉法人 堺あすなる会
 たんきにゆうしよさーびすじゆうようじこうせつめいしよ
 短期入所サービス重要事項説明書

この重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

けいえいじぎょうしゃめいしよ 経営事業者の名称	しゃかいふくしほうじん さかい 社会福祉法人 堺あすなる会
ほうじんしよざいち 法人所在地	さかいしみなみくいなば ちよう 堺市南区稲葉3丁1581
でんわばんごう 電話番号	072-260-5570
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう ふじもと ふとし 理事長 藤本 太
せつりつねんげつ 設立年月	しやうわ ねん がつ にち 昭和63年4月1日

2. 利用施設

しせつ しゆるい 施設の種別	していしせつ へいせい ねん がつ にちしてい 指定施設・平成14年4月1日指定
しせつ もくてき 施設の目的	のうりよく おう じりつ にちじようせいかつ おく しえん 能力に応じ自立した日常生活を送れるように支援する
しせつ めいしよ 施設の名称	ぴゅあ あすなる ピュアあすなる
しせつ しよざいち 施設の所在地	さかいしみなみくいなば ちよう 堺市南区稲葉3丁1581
でんわばんごう 電話番号・FAX	072-260-5570・072-260-5580
しせつちよう かんりしゃ 施設長(管理者)	いのうえ たかし 井上 隆
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針	じんけん ようご ちいきせいかつ しえん おこな 人権を擁護し、地域生活への支援を行う
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成14年4月1日
にゆうしよていいん 入所定員	17名

3. 居室の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	17室	ダンス・ベットあり
合計	17室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
短期入所室	17室	
食堂	1室	
作業指導室	1室	
医務室	1室	
静養室	2室	
浴室	2室	
相談室	1室	

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

①他の人の迷惑になるような使い方はご遠慮ください。

②ダンスなど大きな家具を使用する場合は事前にご相談ください。

4. 職員の配置状況

職 種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 施設長	1名	1名		1名
2. 副施設長	1名	1名		
3. 看護師	1名	1名		1名
4. 生活支援員(うち社会福祉士2名)	22名	22名		

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 生活支援員	<p>標準的な時間帯における最低配置人員</p> <p>早勤 7:00 ~ 16:00 4名</p> <p>日勤 10:00 ~ 19:00 6名</p> <p>遅勤 12:00 ~ 21:00 3名</p> <p>夜勤 16:00 ~ 9:00 3名</p>
2. 看護師	<p>標準的な時間帯における最低配置人員</p> <p>日勤 8:00 ~ 17:00 1名</p>

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス（障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス）

があります。

- (1) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービス

以下のサービスについては、障害者自立支援法に基づく介護給付費等が支給されます。

事業者が障害者自立支援法に基づく介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者本人および扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。（短期入所利用者負担額）

<障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象となるサービスの概要>

ア. 日常生活の支援

(ア) 入浴

夏期 毎日シャワー浴

冬期 隔日入浴

(イ) 排泄

利用者の心身の能力を最大限活用した支援を行います。

(ウ) 着脱衣

(エ) 整容

イ. 医療及び健康管理

(ア) 健康管理 : 看護師の指示のもと健康管理を行います。

(イ) 服薬の支援 : 看護師が管理し支援職員が与薬します。

ウ. 社会的活動の支援

(ア) 日常生活支援

ちいき じりつ しゃかいせいかつ おく せいかつしゅうかん かくりつ めざ しえん
地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

(イ) 余暇活動

エ. 相談援助

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象外のサービス

かき きーびす しょうがいしゃじりつしえんほう もと かいごきゅうふ ひ など たいしょうがい きーびす
下記のサービスについては、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の対象とならない
ため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所
てい りょうきん しほら いただ
定の料金をお支払い頂きます。

じょうき しょうていりょうきん けいざいじょうきょう いちじる へんか た えむを得ない じゆう ばあい
なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、
そうとう がく へんこう ばあいじぜん へんこう ないよう へんこう じゆう
相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、
へんこう おこな かげつまえ せつめい
変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

ア. 食事の提供

- りようしゃ しんたい じょうきょう きぼう しこう こうりょ しょくじ ていきょう おこな
・ 利用者の身体の状況・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

ちよう しょく 8 : 0 0 ~
朝 食

ちゆう しょく 1 2 : 3 0 ~
昼 食

ゆう しょく 1 8 : 0 0 ~
夕 食

イ. 障害者自立支援法に基づく介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

- あずか きんかんり
・ 預り金管理

むりよう
無料

- その他

それぞれの実態に合わせて、実費をいただきます。

たとえ、りびようひ とくべつ しょくじ ひよう りようしゃ じじょう ひつよう
例えば、理美容費や特別な食事にかかる費用、または利用者の事情により必要と

なる嗜好品等の費用。

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記（１）（２）の料金・費用は、短期入所終了後にご請求しますので、お支払い下さい。（利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（最終日に利用時の様子を記録してお渡します。）

7. 苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

氏名

池下 尚正

[職名]

サービス管理責任者

○苦情解決責任者

氏名

井上 隆

[職名]

施設長

上記の契約を証するため、重要事項説明書2通を作成し、利用者と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

へいせい
平成

ねん
年

がつ
月

にち
日

りようしゃ
利用者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

だいいっしゃ
代筆者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

こうけんじん
後見人

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

いん
印

じぎょうしゃ
事業者

しよざいち
所在地

さかいしみなみくいなば ちょう
堺市南区稲葉3丁1581

めいしょう
名称

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

さかいあすなろかい
堺あすなろ会

だいひょうしゃ
代表者

りじちやう
理事長

ふじもと
藤本

ふとし
太

いん
印